# 長与町 iPadの学習活用ガイドライン

令和3年 月 日 長与町教育委員会 長与町立〇〇小/中学校

# 【児童・生徒の皆さんへ】

(※保護者の皆様もご一読ください。)

# I 目的

- 本ガイドラインは、学力向上や非常時などの学習機会の確保のため、情報機器やインターネットを使用した学習を行うことができるように留意点等を示します。
- 今回、学校から貸与するiPadは、学習のために使用することを目的としますので、学習活動に有効活用できるように、本ガイドラインも随時見直していきます。

# 2 使用する場面

- 学校と自宅における学習活動のみの使用とします。
  - ≫ 家庭での使用の際は、非常時を除き、インターネット接続環境は必要ありません。非常時には、別の利用方法をお知らせいたします。
  - ▶ 回線接続に関するサポートは、学校や教育委員会では行いません。

### 3 破損・ケガの防止

- 持ったまま走ったり、地面や床に置いたりしません。
- かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたり、iPadの上にものを置いたりしません。
- 水をかけません。
- 湿気の多いところ、ホコリの多いところでは使いません。
- 日光の下やストーブの近くなど、温度が高くなるところに置きません。
- 鉛筆やペン、はさみやカッターナイフなど、鋭いもので触りません。
- iPadの画面を操作しながら歩きません。

### 4 保管

- 登下校中は、iPadをかばんから出しません。
- 学校では、指定された場所に保管します。
- 家庭では、家の人の目の届くところに保管します。持ち帰った後、学校に持ってくるときは、家で充電してから持ってきます。

### 5 健康のために

- iPadの使用前後には、手を洗います。
- iPadを使用するときは、正しい姿勢で画面に近づきすぎないよう気をつけます。
- 30分ごとに遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- 小学校は夜10時から朝6時まで、中学校は夜11時から朝6時までは利用しないようにしましょう。

# 6 安全な使用(セキュリティ)

## I アカウント・個人情報

- 学習に関係のないサイトへアクセスしてはいけません。
  - ▶ 怪しいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じて、先生に知らせます。
- iPad を人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)は、インターネット上に絶対にあげません。
- 学校で配布したアカウント以外ではログインしません。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。また、iPadやシステムを調べたり、破ったりしたり、他人のIDやパスワードを使ったりすることは絶対にしません。

# Ⅱ カメラの使用

- 学習活動の中でカメラを使用するときは、勝手に撮らず、撮影する相手や先生に許可をもらいます。また、カメラ は学習以外には使いません。
- 撮影した写真・動画データは、勝手にインターネットにあげません。

### Ⅲ データの保存

- iPadで作ったデータや撮影した写真・動画データ、インターネットから取り込んだデータは、先生が許可したものだけ保存します。
- USBメモリやプリンターなど、先生の許可なく他の機械を勝手につなぎません。つなぐ方法が無線であっても同じです。

## 7 設定の変更

- ホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像や色など、タブレットの設定を勝手に変えません。
  - ▶ 先生や管理する人、修理する人が使いにくくなったり、思いもしないエラーが起きて壊れてしまったりすることがあります。

## 8 不具合や故障など

- 家庭に持ち帰る際、学校の敷地外では、本人と家庭が管理責任を負います。
- 紛失や盗難、破損、水濡れなどがないよう、十分気をつけます。
  - このようなことがあった場合や、不具合があった場合は、直ちに学校に連絡して指示を仰いでください(休日や夜間の場合は、次の平日に)。あわせて、紛失や盗難、他人の行為による破損の場合は、所轄の警察署にも直ちに届け出ます。
- 故障・破損、紛失や盗難などで、本人や家庭に故意や過失がある場合には、修理費用や代替機の費用の一部または全部を負担していただく場合があります。

# 9 使用制限

● これらのルールを守ることができない場合は、iPadを学校が預かる場合があります。

### 10 その他

● 学校から指示があった教材の利用については、学校へお問い合わせください。

# 長与町 iPadの学習活用ガイドライン

令和3年 月 日 長与町教育委員会 長与町立〇〇小/中学校

# 【保護者の皆様へ】

# I 目的

- 本ガイドラインは、学力向上や非常時などの学習機会の確保のため、情報機器やインターネットを使用した学習を行うことができるように留意点等を示します。
- 今回、学校から貸与するiPadは、学習のために使用することを目的としますので、学習活動に有効活用できるように、本ガイドラインも随時見直していきます。

# 2 安全な使用(セキュリティ)

# アカウント・個人情報

- 各機能・サービスを使用するためのアカウント(ID・パスワードなど)は、各個人に配布されています。他人に分からないよう、各家庭で厳重に保管してください。
  - ▶ 万一、学校からお知らせしたアカウント情報を紛失したり、分からなくなったりした場合は、速やかに学校へ届け出てください。
  - ▶ 誹謗中傷の書き込みや、他人の ID やパスワードを使うことは、不正アクセス禁止法や刑法、民法などの法律に違反する行為です。刑事罰を受けたり、民事責任を問われたりすることがあります。ご家庭での見守りをお願いいたします。

## 3 不具合や故障など

- 家庭に持ち帰る際、学校の敷地外では、本人と家庭が管理責任を負います。
  - 紛失や盗難、破損、水濡れなどで、不具合があった場合は、直ちに学校に連絡してください。紛失や盗難、他人の行為による破損の場合は、所轄の警察署にも直ちに届け出てください。
- 故障・破損、紛失や盗難などで、本人や家庭に故意や重過失がある場合には、修理費用や代替機の費用の一部 または全部を負担していただく場合があります。

### 4 使用制限

● これらのルールを守ることができない場合は、iPadを学校が預かり、使用を差し止めることがあります。

# 5 その他

- 学校から指示があった教材の利用については、学校へお問い合わせください。
- 本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。
- 別紙『タブレット端末 使用と返却に関する同意書』をお読みください。

# タブレット端末 使用と返却に関する同意書

## 【タブレット使用上の注意】

# I. 故障

- ・すぐに学校へご連絡ください。
- ・使用上のルールを厳守し、通常の使用での故障・破損・盗難には、修理・交換対応をいたします。本同意書に背き、 取扱い不良・過失によって故障や破損が生じた場合は、修理・交換の対象とならない場合があります。故意による 水濡れ・破壊・改造 (ソフトウェア含む) があった場合については、費用をご負担ください。

#### 2. 禁止事項

- ・各自でアプリをインストールすることはできません。
- ・学習に関係しないサイトに接続することを禁止します。
- ・貸出機器を他人に転貸(また貸し)しないでください。
- ・自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真など)はインターネット上には絶対にアップロードしないこと (賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。)
- ・使用場所は学校と家庭及び授業で指示された場所に限ります。

#### 3. 取扱いの注意

- ・タブレットは精密機械です。使用時や持ち運びには、十分に気を付けてください。
- ・レンズに傷等をつける心配がある場合は、画面シール等をご準備いただきますようお願いいたします。
- ・タブレット本体は水に濡らさないように気を付けてください。
- ・充電は学校ではできません。ご家庭でこまめにお願いいたします。

#### 4. インターネット環境

・基本的にインターネット接続は、学校でのみとします。(緊急時には、ご家庭のインターネット環境で使用していただく場合があります。)

#### 5. その他

- ○タブレットやクラウド内に保存されたデータにかかる知的財産権を含む一切の権利は長与町教育委員会に帰属し、長与町教育委員会はこれを自由に取得、利用することができるほか、法律上の義務を負う場合を除き、開示、情報提供を差し控えさえていただきます。
- I 年ごとのタブレット借用契約を行い、年度末にタブレット一式を返却していただきます。タブレット一式とは、タブレット・キーボード・充電ケーブル・アダプター・外箱の5点を指します。
- ○タブレットの動作不調等がある場合は、返却時に必ずお知らせください。
- ○タブレットー式の全部又は一部を返却いただけない場合、もしくは故意また重大な過失による破損の場合は、修理または、代替機の購入に係る代金をご負担いただきます。
- ○転出時は速やかに返却してください。

#### 【タブレット端末 取扱について】

- ・タブレットは、児童・生徒・ご家庭で管理いただくものとして、学校ではお預かりできません。
- ・学校では貸し出し用のタブレット及びタブレットカバーは常備しておりません。

# 【タブレット端末 製品情報】

- ・機種名/データ容量 ・・・ iPad 第8世代 / 32GB
- ・モデル名・・・・ Wi-Fi モデル
- ※上記タブレット端末は長与町教育委員会が購入し所有権を有するものを○○○学校へ貸し渡し、○○○学校が貴殿に貸与するものです。貴殿が所有権を取得するものではないことをご了承ください。取り扱い禁止事項を守れない、授業を妨げる行為等があった場合、使用や貸し出しを制限する場合があります。

# 貸出申請書兼同意書

令和 年 月 日

長与町教育委員会 様

(学	校	名)	長与町立	
(保護者氏名)				
(171-12)	2 4 2	<b>\</b> /_		
(児童	+往1	氏名)		

私は、下記物件について、貸出の申請を行い、貸し出された端末の使用に当たっては下記に記載されている事項に同意します。

- I. 申請物件 iPad 第8世代 I台 No.( )
- 2.申請期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

# 【同意事項】

- I. 教育委員会(管理者)は、教育クラウド(G Suite for Education)内の入手可能なデータについて、アクセス、監視、使用、公表をすることができます。
- 2. 教育委員会は、情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティ、個人情報保護等の 関係法令を遵守し、情報資産の管理については、適切な措置を講ずるものとします。
- 3. 次の不正使用があることが認められた場合は、直ちに教育クラウド事業者及び関係機関 に通知し、アカウントの停止等の措置をとります。
  - (1) 教育クラウドの不正使用・不正アクセス があったとき。
  - (2) 教育クラウドサービスの第三者への販売、再販、賃貸その他機能的にこれらと同等の行為があったとき。
  - (3) 教育クラウドサービスの任意の部分のリバースエンジニアリングが試みられたとき。
  - (4) 教育クラウドサービスの利用やアクセスにより、代替サービス又は類似サービスの 作成が試みられたとき。
  - (5) 危険度の高い活動に教育クラウドサービスを使用したとき。
  - (6) 輸出規制法により輸出が規制されるデータの保存又は転送に教育クラウドサービスを使用したとき。
  - (7) その他教育クラウドの利用に係る諸規程又は関係法令・町の規程に反する行為が 行われたとき。

(利用規約 <a href="https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education\_terms\_japan.html">https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education\_terms\_japan.html</a>)